

平成21年3月18日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成21年4月介護報酬改定に伴う通所リハビリテーション等における指定申請・変更届及び加算届の手續に係る周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年4月の介護保険制度改正により、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価がなされる等の改正が行われ、それに伴い、新規あるいは改めて届出手続きが必要な場合がございます。

特に、今改定により、診療報酬上の運動器リハビリテーション料又は脳血管疾患等リハビリテーション料に係る施設基準を届け出ている保険医療機関は、通所リハビリテーション事業のみなし事業となりますが、事業規模により報酬単位が異なり、専任の職員や専用の区画を要するため、事業開始前に体制届等の提出が必要となっております。また、介護従事者の評価につきましても、それぞれの勤務者の状況について届出が必要です。

なお、みなし事業所が本年4月1日より事業を開始する場合は、3月25日(水)までに各種様式の届出が必要となっておりますので、まずは、福岡県保健医療介護部介護保険課 (TEL:092-643-3322(直通)) へご相談ください。

一方、既に通所リハビリテーションの指定事業所である場合は、有効期限満了日まで指定事業所のままですが、当該事業所の加算につきましては、すべての事業所が4月3日までに届出をする必要があります。

つきましては、今回の改正事項について、ご多忙の中大変恐縮ですが、期日が迫っていることもあり、至急貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) その他各種申請および届出につきましても、締切期日が各々異なるため、別紙「平成21年4月の介護報酬改定に伴う指定申請(変更)届等・加算届の手續きについて」及び県庁ホームページを十分ご確認くださいようお願い申し上げます。
- 2) 各種届出様式につきましては、県庁ホームページ(福岡県庁のHP: www.pref.fukuoka.lg.jp)「保健・医療・介護・福祉」新着情報中に掲載予定ですので、ダウンロードしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 通所リハビリテーションにおけるみなし事業所の手続き

事業名	指定を受けたものとみなされる事業所等	届出書等提出先	届出期日
通所リハビリテーション	診療報酬点数表の運動器リハビリテーション料又は、脳血管疾患等リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出ている保険医療機関	県庁介護保険課 又は各保健福祉環境事務所 (※1)	<u>3月25日(水)</u> までに届出 (※2)

※1 政令市は、県庁介護保険課へ。政令市以外は、各保健福祉環境事務所へ。

※2 届出期日は、4月1日から指定を受ける場合のものです。

2. 短期入所療養介護

制度改正に伴い、新設された事業

事業名	指定を受けられる事業所等	申請書等提出先	申請期日
短期入所療養介護	一般病床を持つ診療所	県庁介護保険課 又は各保健福祉環境事務所(※1)	<u>3月31日(火)</u> までに指定申請 (※2)

※1 政令市は、県庁介護保険課へ。政令市以外は、各保健福祉環境事務所へ。

※2 申請期日は、4月1日から指定を受ける場合のものです。

20介第 4617 号
平成21年3月17日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課)

平成21年4月介護報酬改定に伴う指定申請・変更届及び加算届の
手続に係る周知について（依頼）

本県における介護保険行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、平成21年4月の介護保険制度改正により、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価がなされ、また、これまで指定手続が必要であった通所リハビリテーション事業がみなし指定になるなどの改正が行われます。

その中で、通所リハビリテーション事業については、みなし事業とはなりますが、事業規模により報酬単位が異なり、また、専任の職員や専用の区画が必要であるため、事業開始前に体制届等の提出が必要になります。

また、介護従事者の評価についても、それぞれの勤務者の状況を届け出ていただく必要があります。

このため、本県では介護報酬改定説明会、県庁ホームページ等で周知することとしておりますが、貴会会員については貴医師会を通じて周知していただくことにより、より一層の周知が図られ、円滑な事業実施が可能になるものと考えております。

つきましては、今回の改正事項について、貴医師会より貴会会員へ別紙により周知していただきますようよろしくお願い致します。

平成21年4月の介護報酬改定に伴う指定申請（変更）届等・加算届の手続きについて

平成21年3月
福岡県介護保険課指定育成係

平成21年4月の介護保険制度改正に伴い、これまで指定手続きが必要であった通所リハビリテーション事業がみなし指定になるなど下記のような改正が行われます。事業を開始する前に体制届等の提出が必要となりますので、県庁介護保険課等にご相談ください。

1. 新たな介護サービス事業所の指定等について

(1) 制度改正に伴い指定方法が変更された事業

事業名	指定を受けたものとみなされる事業所等	届出書等提出先
通所リハビリテーション	診療報酬点数表の運動器リハビリテーション料又は、脳血管疾患等リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出ている保険医療機関	県庁介護保険課又は各保健福祉環境事務所

- ※ 事業を開始する前に、事前協議・届出が必要です。
- ※ 医療機関の基準とは別に介護事業の人員設備基準を満たす必要があります。
- ※ 平成21年4月1日から事業を開始したい場合は、3月25日までに届出てください。
- ※ 現在の指定事業所は、有効期限満了日まで指定事業所のままです。当該事業所の加算の変更届は、4月3日までとなります。

(2) 介護報酬改定に伴い新たに加算の届出が必要な事業

事業名	届出の項目	加算等届出書提出先
訪問看護(医療みなし)	サービス提供体制強化加算	県庁介護保険課
訪問リハビリテーション(医療みなし)	サービス提供体制強化加算	県庁介護保険課

- ※ 加算の届出がない場合、これらの加算は、算定できません。
- ※ 訪問看護ステーションの指定を受けている場合、提出先は、所轄の保健福祉環境事務所等となります。
- ※ 平成21年4月1日から当該加算を算定する場合は、4月3日までに届出てください。

(3) 制度改正に伴い新設された事業

事業名	指定を受けられる事業所等	申請書等提出先
居宅療養管理指導	訪問看護ステーション	県庁介護保険課又は各保健福祉環境事務所
短期入所療養介護	一般病床を持つ診療所	県庁介護保険課又は各保健福祉環境事務所

- ※ 対象事業を実施するためには、指定申請等の手続きが必要になります。
- ※ 平成21年4月1日から指定を受ける場合は、3月31日までに指定申請してください。

2. 新しい申請書・届出書様式の入手及び提出方法等について

(1) 新しい申請・届出書様式の入手方法について（福岡県庁のHP：www.pref.fukuoka.lg.jp）

今般の介護報酬の改定を踏まえ、福岡県では新しい申請書・届出書様式及び参考様式等を準備しています。これらの様式集は、福岡県庁のホームページにアップする予定です。

今後の申請書・届出書は必ずこれをご使用願います。

（ただし、随時修正を行う場合がありますので、ご了承ください。）

(2) 問い合わせ先

県庁介護保険課 指定育成係 TEL 092-643-3322(直通)